

<b>Title</b>	ハンナ・アーレントのアメリカ憲法理解：その契約概念を中心として(共同研究報告：憲法研究)
<b>Author(s)</b>	兼松, 誠
<b>Citation</b>	聖学院大学総合研究所 Newsletter, Vol.20-2 : 22-22
<b>URL</b>	<a href="http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=2418">http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=2418</a>
<b>Rights</b>	

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

**【憲法研究】**  
ハンナ・アーレントのアメリカ憲法理解  
—その契約概念を中心として—

6月14日(月)、2010年度3回目の研究会が聖学院本部2階において催された。当日は、雨天にも関わらず、26名が集まった。名城大学准教授森川輝和氏に上記の発表をしていただいた。

以下は森川氏による発表の概要である。

アーレントは、「憲法＝国制constitution」を、自由な共和政体を「構成することto constitute」という政治的な創設行為から理解しようとしている。

アメリカ独立革命と憲法制定の原動力は、革命以前、一世紀以上に亘り続けられていた共和主義的な活動の体験であった。タウンを成立させ、維持存続させたのは、人々の間の約束の力であるが、これはフランス革命におけるような「一つの身体へと結合される」人民という「ルソー的イメージ」とは全く異なる性質を持っている。憲法制定＝国制の構成（連邦制度や三権分立）において重要なのは、約束による創設が為された際の「始まり＝原理」を保存し増大することであり、そしてそれを可能にする秩序をどのようにして構成するかということである。こうした契約概念がアメリカ憲法の根底にあるというのがアーレントの理解であるが、これは後の世代の人々によって新たに反復されることがなければ簡単に失われていってしまう性質をもっている。

アーレントは、建国から200年間にわたり、憲法の権威を保存・増大してきたアメリカの憲法および政治を評価する。しかし、一方で、19世紀以降、憲法を制定した独立革命の原理は忘却され、革命精神は衰亡していると見る。そのためには、それぞれの世代によって、世界を新しくする（創設行為を新たに反復する）活動が行なわれなけれ

ばならない。

その後、質疑応答という流れとなり、森川氏の発表に刺激を受けた参加者たちによって、アメリカ人やイギリス人、そしてドイツ人の憲法理解の相違をめぐって白熱した議論が展開された。

（文責：兼松誠 聖学院大学大学院アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士後期課程）

（2010年6月14日、聖学院本部新館2階）